

医療費の節約に取り組みましょう

病院で受診した時や薬をもらった時に窓口負担分の医療費を支払いますが、それは医療費の一部であり、その他の部分は毎月納める保険税（料）などから支払われています。

病院のかかり方や薬のもらい方などを見直すことにより、自分たちが支払う医療費の節約に取り組みましょう。

かかりつけの医師を持ちましょう

紹介状がないまま大きな病院にかかると特別料金がかかる場合があります。ちょっとした体調不良は、かかりつけのお医者さんに相談をしましょう。



重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の病院にかかると医療費が高額になるばかりか、二重に検査を受けたり、薬によるトラブルを招いたりする可能性もあります。

診療時間内の受診を心がけましょう

時間外や休日に受診すると本来の診療費のほかに別料金が増えます。緊急時以外は、診療時間内に受診しましょう。

ジェネリック医薬品への切替を考えましょう

ジェネリック医薬品※を選ぶことは、ご自身の負担を減らすだけでなく、医療費を減らすことにつながります。ジェネリック医薬品を利用したい時は、病院や薬局の窓口で希望を伝えましょう。

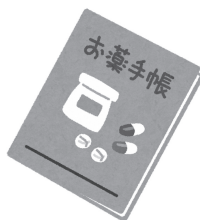
なお、症状によって、切替できない場合があります。



※ ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が過ぎたあとと新薬と同じ有効成分で製造した薬

お薬手帳をつくりましょう

お薬手帳は処方された薬の記録を残すための手帳で、一人一冊持つことができます。医師や薬剤師は、手帳をみることで同じ薬が重なっていないか、飲み合わせに問題がないかなどの確認を行っています。お薬手帳があれば、薬局で飲み残しの有無が確認でき、無駄をなくすことができます。



毎年健診を受けましょう

病気を予防することが医療費の一番の節約になります。定期的に健診を受けることで、病気を早期発見・早期治療できます。

入院時食事代の自己負担額が変わります

入院をした時は、治療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を自己負担します。残りの費用は、加入する医療保険（国民健康保険等）が負担します。平成30年4月より自己負担額が次のとおり変更となります。

| 区分 | | 平成30年3月まで | 平成30年4月より |
|------------------|----------------|-----------|-----------|
| 一般(住民税課税世帯) | | 1食360円 | 1食460円 |
| 住民税非課税世帯 低所得Ⅱ | 過去1年間の入院が90日以内 | 1食210円 | 1食210円 |
| | 過去1年間の入院が91日以上 | 1食160円 | 1食160円 |
| 低所得Ⅰ | | 1食100円 | 1食100円 |

※ 住民税非課税世帯低所得Ⅱ・Ⅰの方は、病院の窓口で「標準負担額減額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。国保に加入の方は保健センターの窓口申請してください。



問い合わせ先 保健福祉課 国保医療グループ ☎ 62-3166 FAX 62-0202